

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社 Libra

(施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第1条 身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する組織に関する事項)

第2条 当事業所では、「虐待防止委員会」において身体拘束適正化に関する協議を行います。

1 身体的拘束適正化の検討を実施

身体拘束適正化委員会（以下、「委員会」とする）を設置し、身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は1年に3回以上の虐待防止委員会と同時開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討する。委員会の内容は議事録を作成し全体周知します。

2 身体拘束適正化委員会の構成員

委員長 管理者

その他、各部門より代表を選出

3 委員会における身体拘束適正化に関する検討項目について

- ① 前回の振り返り
- ② 3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認
- ③ 要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けての検討
- ④ 3要件の該当状況、特に代替案について検討
(今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合) 本氏に
関わる事業所や今家族等との意見調整の進め方を検討

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

第3条 身体拘束適正化のため従業者について、職員採用時のほか、定期的な研修を実施する。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

(施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針)

第4条 身体拘束等の事案については、その全ての案件を虐待防止委員会に報告するものとします。この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時に同委員会を招集するものとします。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

第5条 身体拘束等の発生時の対応に関する基本指針は次の通り定める。

① 3つの条件をすべて満たす必要がある

1. 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が 危険にさらされる可能 性が著しく高いこと
2. 非代替性：生命または身体が危険にさらされる可能性が見込 まれ身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと
3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

② やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

身体拘束は職員個人で行わず、施設全体として判断するようにルールを決めておく。また家族に対しての身体拘束の理由、内容を説明し十分な理解を得る。緊急やむをえない身体拘束としても常時観察し要件に該当しなくなれば直ちに解除します。

1. 組織による決定と個別支援計画への記載

個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。

(会議の出席者)

管理者・サービス管理責任者、虐待防止責任者 等、支援方針について権限を持つ職員

(会議の内容)

- ・ 該当者のニーズに応じた個別の支援の検討
- ・ 身体拘束の原因となる状況の分析
- ・ 身体拘束の解消に向けた取組方針
- ・ 目標とする解消の時期

- ・ 個別支援計画への身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由の記載

2.本人、家族への説明

- ・ 本人、家族への十分な説明をし手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることとします。

3. 必要な事項の記録

- ・ 様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

③ 身体拘束に関する記録を経過記録に記入します。

身体拘束を行う場合の理由、方法、期間等について記録します。

④ 必要書類

1. 身体拘束に関する同意書
2. 身体拘束に関する経過観察・再検討記録
3. 個別支援計画への記載

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。デイルーム玄関
横に掲示しいつでも回覧が可能な状態とします。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項)

第7条 第3条に定める研修会のほか、社会福祉協議会等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

令和4年10月1日 施行

身体拘束に関する申請書

様

上記氏名者の状態が下記に記した①・②・③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法・時間において最小限の身体拘束を行います。ただし、身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うことをお約束いたします。

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援及び介護、看護方法がない場合
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

個別の状況による状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	年　月　日　　時から 年　月　日　　時まで

上記の通り実施いたします

令和　年　月　日

訪問看護ステーションりぶら

管理者　栗野登詩男

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

令和　年　月　日

氏名：

印

(代理人) 氏名：

印

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	参加者名	記録者